

イスラエル・米国によるイランへの軍事攻撃に関する会長談話

2026年（令和8年）3月11日

兵庫県弁護士会

会長 中山 稔 規

2月28日、イスラエル及び米国は、イランに対する軍事攻撃を行い、混乱が広がっています。中東諸国の市民の方々に一刻も早く平和な日常が取り戻されることを強く望みます。

この軍事行動は、加盟国に対し「武力による威嚇または武力の行使」を一般的に禁止する国連憲章第2条4項に違反し、例外要件（①国連安保理の許可、②自衛権の行使・憲章51条）も満たしていません。

また、攻撃が広範囲に及び、軍事目標以外に対しても重大な被害が発生した疑いも指摘されています。これは、国際人道法における軍民分離の原則（軍事目標と民間対象を区別）、不必要な苦痛の禁止、比例原則の違反に該当する疑いがあります。

さらに、イランは国連加盟国であり主権国家です。国家主権は、対内的には、領域内での統治の独占、国境の不可侵、対外的には政治的独立の尊重といわれていますが、この作戦行動によってイランの最高指導者ハメネイ師他幹部らが執務中に殺害されたと報じられており、イラン国領域への今回の軍事攻撃が、イランの国家主権の侵害に当たることは明白です。

このように、国連憲章及び国際法に違反し、市民に重大な危険と恐怖をもたらしたイスラエルと米国によるイランに対する軍事攻撃は、到底、許されるものではありません。

一方、イランはイスラエルだけでなく、米軍基地のある周辺国などにも報復攻撃の手を広げ、エネルギー輸送の要衝、ホルムズ海峡を事実上封鎖し、無関係と思われる国を巻き込む形で応酬を繰り返しており、戦禍の拡大や世界経済へ影響は予断を許さない状況です。

私たちは国際社会における一市民として、第1に、他国で起きている事実を他人事とせずしっかり直視すること、第2に、その一方で冷静さを欠いた国家主義に陥らないこと、第3に、他者の生命・自由・人権を守り支えることの重要性を、あらためて認識する必要があります。

戦争や暴力の応酬が絶えない今日の国際社会にあつて、今こそ、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」（日本国憲法前文）ことを、改めて確認したいと思います。

米国は、我が国唯一の同盟国であり、米国との安全保障体制は、我が国における幅広い分野の外交・安全保障の基軸に位置づけられています。

そうであればこそ、米国、イスラエル、イランに対し、直ちに敵対行為を停止することを求めると共に、我が国の政府に対し、この戦争の停戦と外交的解決を図るために最大限の努力をすることを要求します。

当会は、これまで数多くの機会に、市民の方々とともに、個人の尊厳と恒久の平和の実現に不可欠である平和的生存権の保障を求めてきました。基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命とする弁護士として、外交努力によって戦争の惨禍がこれ以上深刻化しないことを心より願って、この会長談話を発表いたします。

以上